

中 保 第 8 0 3 号  
令和 5 年 1 0 月 4 日

各医療機関 管理者 殿

茨城県中央保健所長

### 業務継続計画（BCP）の策定について（再周知）

平素より本県の災害医療行政に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、震災や水害、また新型コロナウイルス感染症等により、医療機関における業務継続計画（以下「BCP」という。）の重要性が再認識されているところであり、国の計画や通知等においては、災害及び感染症について、医療機関がBCPを作成することに努めるよう規定（※1）されております。

つきましては、BCP未策定の医療機関におかれましては策定について、BCP策定済みの医療機関におかれましては内容の見直しについて積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

なお、BCP策定に関する参考資料について、国から発出されている手引き等のリンクを保健政策課HPに掲載（※2）しておりますので、策定及び内容見直しの際にご活用ください。

#### ※1 関連通知等

##### 【災害】

平成 24 年 3 月 「災害時における医療体制の充実強化について」（国通知）  
医療機関は自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努められたいこと。

##### 【感染症】

平成 25 年 6 月 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」  
新型インフルエンザ等の発生に時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### ※2 保健政策課HPの掲載内容

- ・保健政策課HPリンク（医療機関における業務継続計画（BCP）の策定について）  
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/bcp.html>